

本匿名組合に関する審査体制及び審査結果の概要

当社は本匿名組合の組成に関し、営業者及び運営者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途等に関する審査を行い、本匿名組合契約について募集又は私募の取扱いを行うことに妥当と判断しました。

但し、当社による当該判断は、出資対象事業の事業計画の実現を保証するものではありません。

審査内容は以下の通りです。

(i) 当社の審査態勢（審査体制、審査手続き）について

当社が定める「案件審査会規程」に基づき、取締役（内部管理部門を管掌する者に限ります。）、法務コンプライアンス Section Manager、商品審査 Section Manager 及び外部の有識者を審査委員とする案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

不承認のファンドについては取扱いを行わない、もしくは不承認の理由や課題を解決できた場合に再度、案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

案件審査会では、営業者に関する審査資料一式を元に、下記 (ii) ～ (xii) の事項を審議いたしました。

(ii) 資金調達者としての適格性

営業者は、運営者へ貸付を行う法人であり、尚且つ運営者の子会社であることを踏まえ、本匿名組合の事業を行うのに適格性を有すると判断しました。

(iii) 営業者及び運営者と当社間の利害関係の状況

本匿名組合における営業者及び運営者は、当社の親法人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び金融商品取引法施行令第 15 条の 16 第 1 項に定める「親法人等」をいいます。）に該当するグループ会社であり利害関係（資本関係、役員派遣関係等）が存在します。

(iv) 営業者及び運営者の財政状態及び経営成績

営業者及び運営者から財務諸表その他の財務状況を示す資料等を取り寄せ審査した結果、特段の問題はないと判断しました。

(v) 調達資金の額、その使途

本募集に係る調達金額は、91,350,000 円です。なお、本募集に係る資金使途は、契約締結前交付書面の「2. 本匿名組合の資金使途及び営業者の事業計画

の内容」の「(i) 本匿名組合の資金使途」に記載の通りです。

(vi) 事業の計画及びその見通し

事業計画については、営業者による本匿名組合の事業計画を入手し、審議した結果、特段問題ないと判断しました。

(vii) 分別管理の状況（経理管理の状況を含む）

営業者は、出資金を匿名組合出資口座において、営業者の固有の財産とは分別して管理する方針であること及び匿名組合契約にて営業者は出資金の分別管理を行うことを誓約していることを確認しております。

(viii) 審査により判明した具体的なリスクや注意事項等

契約締結前交付書面の「●リスクについて」に記載の通りです。

(ix) 適切な情報提供を行う体制

営業者より当社が委託を受け、1年に1度以上、電磁的方法でファンド報告書等を交付いたします。

また、運営者より事業状況について四半期ごとにモニタリング報告を受けます。

(x) 営業者の事業計画の妥当性

営業者は、主として運営者への貸付によって生じた貸付債権から得られる収益により分配金及び出資金の償還を行う予定であることを営業者より確認いたしました。当該債権の債務者の未払いに対する措置など、当該事業計画は妥当なものであることを確認いたしました。

(xi) 目標利回り設定

目標利回りについては、営業者から運営者への貸付に係る貸付金利から営業者報酬を控除して算出しております。

(xii) 募集上限金額と目標募集額

本募集に係る目標募集金額は 10,000,000 円で、募集上限金額は 91,350,000 円です。